

利用者情報を記録するICT機器等の整備補助事業

1 目的

訪問看護ステーションにおいて、ICT機器等の導入経費を補助することにより、訪問看護サービスにおける日々の入力業務の大幅な削減やリアルタイムでの情報入力など業務の効率化等を図る。

2 対象事業所

兵庫県又は県内政令指定都市・中核市から指定を受け、兵庫県内に所在する訪問看護ステーション

※介護業務における業務効率化支援事業の申請者を除く

3 補助対象等

記録業務、情報共有業務、請求業務までが転記不要（一気通貫）になるための機器・ソフト等の導入に係る経費（地方消費税等除く）。

対象となる機器・ソフト等は、常時トラブル等に対するサポートが受けられ（有償・無償を問わない）、研究開発品ではなくメーカー保証の製品とする。

※次は補助対象外となる。

- ・持ち運びを前提にせず事務所に置くパソコンやプリンタ、複合機等の機器
- ・通信料(端末・wi-fi 機器等、携帯会社等の割賦販売による通信料が含まれる契約についても補助対象外)
- ・メーカー保証以外の保証延長にかかる費用
- ・アクセサリ類（画面保護シート、カバー・ケースなど）
- ・その他申請内容を審査した上で対象と認められない機器等。

※補助対象経費は別紙をご確認ください。

4 補助基準額

1事業所あたり500千円

5 補助率 3/4

6 提出資料 交付申請書、証拠書類（見積書等）

7 補助金交付申請書受付期間

令和6年8月30日（金）から令和6年9月30日（月）

（補助対象機器等購入期間：令和6年9月1日から令和7年3月31日）

※補助対象機器等購入期間内に購入・納品・支払された機器等に限る。

※実績報告時に購入機器の領収書等の提出が必要。

（令和7年3月31日までに支払ったものに限る）

※募集予定事業所数に達し次第、募集を締め切る。補助対象事業者は**先着順**とする。

8 提出先

下記システムから交付申請書及び証拠書類を提出してください。

<https://hyogoken.form.kintoneapp.com/public/riyousyazyouhou>

9 照会先等

兵庫県福祉部高齢政策課介護人材対策班

電話：078-341-7711（内線 3112） 担当：野田

10 補助要件に係る留意事項

- ・過去に申請がある事業者は本補助金対象外とする。
- ・LIFE による情報収集へ協力すること。
LIFE への登録が完了していることが確認できる画面の写し等の提出が必要（申請時）
※LIFE について (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)
- ・「介護業務における業務効率化支援事業」申請者は対象外とする。
- ・申請後または交付決定後、事業期間内に事業の遂行が困難になった場合や、内容の変更がある場合は、速やかに担当者宛に連絡すること。
- ・事業期間外に契約・購入・納品・支払いした製品については補助対象外とする。

11 留意事項

①ソフトウェア導入に際しての留意事項

- ・介護ソフトが記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携含む)、請求業務までが一気通貫(転記等の業務が発生しないこと)となっていることが条件。購入予定、もしくは導入済の介護ソフトが一気通貫になっているかどうか不明な場合は介護ソフトのメーカーへ直接確認をした上で申請すること。
- ・LIFEのCSV取込機能を活用すること。
- ・タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。
- ・既に使用している介護ソフトの補助要件を満たすための改修やLIFE標準仕様に対応するための改修に要する費用についても対象経費とする。
- ・毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが、事業期間中に支払いを行った経費が対象となる。なお、当該年度の補助を含め、一气通貫(本事業の活用の有無を問わず、転記等の業務が発生しないこと)の環境が実現できている場合に限り補助対象とする。
- ・また、本事業や他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象とならない。
- ・本事業の補助対象となるICT機器等は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えない。ただし、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められない。
- ・国保中央会のケアプランデータ連携クライアントソフトについては、他事業所との情報連

携まで念頭において活用する旨を導入計画で確認出来れば対象とする。

②情報端末導入に際しての留意事項

- ・タブレット端末等導入する際にあたっては、必ず介護ソフトをインストールの上、業務にのみ使用すること（補助事業目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）
- ・端末・Wi-Fi 機器等、携帯会社等の割賦販売による通信料が含まれる契約は補助対象外
- ・介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレット端末等に、事業所が既に所有する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない
- ・最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考に、セキュリティ対策を講じること。
- ・ハード(タブレット等)の購入台数は看護職員(保健師、准看護師含む※常勤、非常勤は問わない)のみ、1人につき1台申請可能。理学療法士、作業療法士等は対象外。
- ・ハード(タブレット等)は訪問看護において出先で使用するもののみが対象。事務所に設置するPCやプリンタ、Wi-Fi、ハードディスク等は対象外。

【補助金額算出方法】

補助基準額 1事業所あたり500千円

補助率 3/4

※導入経費が500千円以上の場合は、500千円に補助率3/4をかける。(例②)

※導入経費が500千円以下の場合は、その金額に補助率3/4をかける。(例③)

※補助上限額は500千円×3/4=375千円となる。

例①：合計購入金額500,000円(税抜)の場合、補助額は500,000円×3/4=375,000円

例②：合計購入金額625,000円(税抜)の場合、625,000円>500,000円のため、
補助額は500,000円×3/4=375,000円

例③：合計購入金額378,000円(税抜)の場合、378,000円<500,000円のため、
補助額は378,000円×3/4=283,500円、1,000円未満切り捨てのため283,000円